

御前崎市育英資金(無利子貸与型奨学金)

御前崎市育英資金は、大学に在学する方に就学資金(奨学金)を貸与して、優秀な人材を育成することを目的としています。貸与型のため、貸与が終了した後は、返還をしていただくことになります。

希望者全員に貸与するものではありません。選考委員による審査で候補者として決定された方に限り、貸与予約の権利を有します。残念ながら、候補者として認められないこともありますので、御承知ください。

大学受験前に奨学金貸与の候補者として予約する形式のため、申請時期に御注意ください。

御前崎市育英資金について

貸与額	月額5万円
貸与期間	大学の正規の修業年限（4年制大学の場合、4年間。6年生大学の場合、6年間）
返 還	原則として、奨学金の貸与を終了した6か月後から返還開始 無利子で、毎月1万円からの定額を毎月返還(返還月額は、1万円以上を任意で指定可能。 指定金額の中途変更も可能) 月額返還以外にも、繰り上げでの一部返還、一括返還も可能

御前崎市育英資金奨学生候補者の応募について

応募資格	御前崎市民の子弟で、日本国内の大学(短期大学を除く)に進学する予定の方 ※すでに大学在学中の方が、中途申請することはできません。新規に入学するための受験生が対象です。 ※大学への進学が決定してからの申請は、受付期間外となるため、できません。
申請方法	所属の学校を通じて、市長に申請書類を提出してください。なお、高等学校在学中の方については、個人の直接提出は受付対象外となりますので、御注意ください。
申請期間	貸与を受けようとする前年の5月20日(休日の場合は、直前の平日)まで (例)令和6年4月からの入学を予定している場合、令和5年5月19日(金)提出締切
申請書類	1. 奨学生申請書（申請者が記入） 2. 奨学生推薦書（学校の先生が記入） 3. 履歴書（申請者が記入）

申請後、候補者選考対象となった方に通知を送付します。指定の追加書類を期日までに御提出ください。

選考基準

- ・ 申請者の両親(または保護者)の過去3年間の平均所得が、650万円以下とする
- ・ 学業成績の5段階評価平均値が、3.5以上とする
- ・ 同居の世帯員に市税の未納がないこととする
- ・ 上記3つの基準にかかわらず、選考委員会が認めたもの

よくある質問

Q 進学先が短期大学や専門学校でも奨学金の貸与は可能ですか？

A 奨学金の貸与はできません。候補者に決定していた場合でも、進学先が短期大学や専門学校に決定したときは、候補者を辞退していただきます。進学先は、4年制以上の日本国内の大学に限りますので、海外の大学に進学される場合も、奨学金貸与の対象とはなりません。

Q 奨学金の貸与にあたり、保証人は必要ですか？

A 必要です。連帯保証人は2名です。1名は、保護者など、奨学生の家族で大丈夫です。もう1名は、奨学生とその家族とは完全に別生計となる方で、返還の資力がある方をお願いします。

Q 候補者が、大学に合格したらどうすればいいですか？

A 教育総務課へ進学先が決定したことを報告してください。奨学金貸与に必要な書類は、大学入学前の2月頃に候補者へ送付します。必要書類は、指定された期限までに提出してください。

Q 貸与終了後に返還免除になる制度はありますか？

A ありません。奨学生からの返還金が、次の奨学生への貸与金になる仕組みとなっています。

Q 御前崎市では育英資金貸与の他にも教育資金の補助制度がありますか？

A 「御前崎市リターン就職応援プロジェクト」のプログラムに、御前崎市と協定のある金融機関の教育ローン(御前崎市リターン就職応援ローン)の返還金の一部を助成する制度があります。制度の内容や利用条件等については、御前崎市公式サイトを御覧ください。



<https://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/soshiki/shokokanko/shushoku/shushokushien/returnemploymentproject.html>

Q 募集締切後に追加募集をすることはありますか？

A 追加募集はしていません。貸与希望者は、入学試験の受験予定年度になりましたら、忘れずに応募してください。毎年の応募締切は、原則5月20日です。